

リサイクル燃料貯蔵（RFS）に関する中長期計画が県民の不安と疑問を増やすことになる主な理由

1、中長期計画の大前提は、2100年以降も六ヶ所再処理工場が安全に操業され、プルトニウム利用原発が多数安全に操業されていることでもあります。

併せて、高レベル放射性廃棄物をはじめ、すべての放射性廃棄物の最終処分場も操業されていることと、国民の理解と信頼が絶対条件であります。

それらの大前提と条件が確実に実現しなければ、むつ中間貯蔵施設と六ヶ所再処理工場の使用済核燃料の行き場がなくなり、高レベルガラス固化体等の放射性廃棄物とともに青森県に貯まり続けます。

現時点でも、それらの前提と条件を解決できないのに、今後人口減少が進み、原発老朽化により廃炉が増える等の新たな問題解決の道筋も示していません。

東電等の報告は数字と想定資料だけで具体的な説明が全くなく、これでは理解も受け入れることも容認できず。詳細は説明が必要です。

2、東電等が2050年代前半までに年間200トンから300トンを合計4,000トンから4,500トン搬入するとしていますが、東電等の原発は老朽化が多く、1基も再稼働できず、また、東電等で合計8,220トンの使用済核燃料を保有し、その一部をすでに再処理工場に搬入しています。

しかし、それらに関する記述が無いのでは「年間200トンから300トン」「合計4,000トンから4,500トン」の根拠は全くなく、2棟目の必要性どころか、RFSの必要性の根拠もありません。

3、RFSからの搬出を2064年から2074年まで、2080年代中頃から2090年代初頭まで毎年300トン計画していますが、その時期に六ヶ所再処理工場が安定的安全に操業している保証は全くありません。

まして、2090年代初頭以降再処理してもプルトニウムを老朽化したどこの原発で、どれだけ、いつまで利用するのかも明らかにしていないのでは、RFSから50年以内に搬出し、再処理される根拠は全くなく、むつ市に50年以上貯蔵される可能性は高く、認めることはできません。

4、日本原燃再処理工場への搬入については、RFSからの搬入だけでなく発電所からの搬入量及び再処理量も明記すべきであります。

建設着工から32年経っても本格操業できない再処理工場が2090年代初頭以降の2100年代まで安定的安全に操業できるのか。

現在全電力会社で所有しているプルトニウム約40トンを含め、2100年代までのプルトニウム利用計画を示す必要があります。

それらの再処理工場の将来を見込んだ全体像が示されなければ、搬入可能量を15,000トンと

し、年間の搬入量を発電所からは100トンから200トン、RFSから300トンを15年間とする根拠もありません。

5、計画の前提条件としてあるのは全て「想定」で、その根拠も裏付けもないものです。

稼働する3基の原発名も記さず、福島事故に関しては「技術評価」及び「炉等規制法」を持ち出し、問題点と責任の所在を曖昧にし、あげくの果てに、計画的な廃炉のために東電等からの搬出するでは、中間貯蔵の目的に反しています。

再処理の長期利用について、「国の方針」を持ち出すに至っては2100年以降再処理可能との根拠は全くなく、再処理されずに、六ヶ所再処理工場に長期間貯蔵される可能性が極めて大きく認めることはできません。

6、これらの根拠を具体的に示すことができなければ、RFSに搬入された使用済核燃料が再処理できずにむつ市又は六ヶ所村に長期貯蔵される可能性が無限に高くなります。

六ヶ所村への高レベルガラス固化体の30年から50年間の「一時貯蔵」は、最終処分場ができるから、六ヶ所再処理工場で製造されるからの口実で、青森県に搬入され、最終処分場の見通しはゼロであります。

六ヶ所再処理工場への使用済核燃料の搬入貯蔵も「いずれ再処理するから」の口実で始まりましたが、2100年どころか、着工して32年経っても本格操業できません。

そして、RFSへの搬入は「いずれ六ヶ所再処理工場」を口実に始めました。各原発で「核のゴミ捨て場にならないように」と拒否している使用済核燃料と高レベルガラス固化体及び原発運転発生低レベル放射性廃棄物が全て「核燃料サイクル」を口実に青森県、下北半島に集中している動きを止める必要があります。